

# 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う 生活福祉資金特例貸付に関する償還免除のご案内

## 特例貸付（緊急小口資金・総合支援資金）の借り入れをしている皆さまへ

あなたが借りている特例貸付は、国の定めた要件に当てはまれば、「償還免除（借りたお金を返す必要がなくなる）」になります。

あなたが「償還免除」の対象となるか、また、どのような手続きが必要となるかご案内しますので、よくお読みいただき、お手続きを進めてください。

## For Foreigners,

This is a Notice of Exemption for Small Loan, Comprehensive Loan, Comprehensive Loan(Extension). If you have any questions, call below.

Call Center : 050-3033-5120 (on weekdays 8:30~17:00)

※Available in English, Chinese, Korean, Filipino, Vietnamese, Portuguese, Spanish, Nepali and Thai.

## ❖ 償還免除の対象となる人（お金を返さなくてもよい人）

「あなた（借りた人）」と「あなた（借りた人）の世帯主」の**両方**が「**住民税均等割・所得割どちらも非課税（住民税を払う必要がない）**」の場合は償還免除（お金を返す必要がなくなる）になります。

※所得割のみ非課税となっている方は、今回ご案内している免除の対象ではありません。

※あなたが免除の対象となるかどうかは、別紙でご確認ください。

## ❖ 令和5年度償還免除の対象となる債権の種類

資金の種類	緊急小口資金	総合支援資金	
	緊急小口資金 ※2022年4月1日以降 受付分	初回貸付分 (1か月～3か月目) ※2022年4月1日以降 受付分	延長貸付分 (4か月～6か月目)
償還免除の 手続きをする年	令和5年（2023年）		
どの年度の非課税 証明が必要か	令和5年度が住民税 <b>非課税</b>		

## 3 償還免除の申請方法

- **申請期間** 令和5年（2023年）6月～**9月29日（金）（当日消印有効）**
- **必要書類** ①償還免除申請書（同封の書類です）  
②世帯全員の住民票（発行3か月以内のもの）  
③非課税証明書（自治体によって名称が異なる場合があります）

### 【申請の際の注意事項】

- ①の償還免除申請書が2枚同封されている場合は2枚とも提出してください。
- 償還免除はそれぞれの資金の種類ごとに行いますので、それぞれの申請書に②住民票と③非課税証明書の添付が必要となります。

〔申請書が1枚の場合〕②世帯全員の住民票の原本1部、③非課税証明書の原本1部を添付

〔申請書が2枚の場合〕②世帯全員の住民票の原本1部と残り申請書分のコピー、③非課税証明書の原本1部と残り申請書分のコピーを添付

- **提出先** 神奈川県社会福祉協議会 生活福祉資金（特例貸付）償還担当

※同封の返信用封筒に**切手を貼って**郵送してください。

◆申請を希望される方へ

償還免除には①償還免除申請書、②住民票、③住民税非課税証明書が必要です。記入・提出の注意点をよくご確認ください、申請をお願いいたします。

**〔重要！〕償還免除申請書類等の受付は“郵送のみ”となります。**

1 償還免除申請書の記入の仕方

償還免除申請書は債権ごとに申請します。緊急小口資金、総合支援資金を両方を借りた場合は、それぞれ1枚ずつ（合計2枚）申請書をご提出ください。

◆よくある記入ミスの例◆

- 申請書全体
  - ・緊急小口資金/総合支援資金の両方が対象の場合、片方しか申請されていない。
  - ・記入が“消せるペン（フリクション・鉛筆等）”で記入されている。
  - ・修正テープ/修正ペン等で記入内容が修正されている→二重線でご訂正ください。
- 世帯の状況
  - ・全てに☑がついている
  - ・☑の箇所が間違っている
- 同意チェック欄
  - ・☑が入っていない。
  - ・一部しか☑が入っていない。
- 記入日
  - ・生年月日等が記入されている。
  - ・空欄になっている。
- 借受人氏名（自署）
  - ・空欄になっている。
  - ・住民票の表記と異なる氏名が記入されている。
  - ・文字が読みづらい（読めない）。
  - ・自署が筆記体のサイン等になっている（読めない）。

【令和5年度用】緊急小口資金等の特例貸付に係る貸付金償還免除申請書			
緊急小口資金分		<社協記入欄>	
※太枠内をすべてご記入ください。（黒または青のボールペン等、消えないペンをご使用ください。）			
資金の種類	緊急小口資金	申請書の上段、資金の種類・借受人氏名・貸付金額は印字されています。	
借受人氏名	神奈川 太郎		
貸付金額	20,000円	免除申請額	当該資金種類の償還免除上限額
免除申請理由	住民税の均等割・所得割いずれも非課税となったため。		
世帯の状況 ※いずれかひとつに☑をつける	<input type="checkbox"/> A：現在、私（借受人）が世帯主である <input type="checkbox"/> B：現在は借受人以外の者が世帯主であり、かつ現在の世帯主は貸付申請時に借受人とは別世帯 <input type="checkbox"/> C：現在は借受人以外の者が世帯主であるが、DVによる避難等により世帯主の所得証明書を取得できない <input type="checkbox"/> D：左記のいずれにも当てはまらない場合		
必要書類	①(以下、3つの書類が別紙「償還免除になるかどうか確認する方法」をご確認いただき、該当するアルファベットの左横にあるボックスに☑をつけてください。 ①-1:免除申請書（この書類） ②-2:いまの世帯全員が記載された世帯の氏名・続柄の記載があるもの ③-3:借受人の令和5年度の課税証明書(住民税非課税であることがわかるもの)※住民税均等割・所得割いずれも非課税（0円）の方が免除対象 の写し(世帯主の氏名・続柄の記載があるもの) ②-3:借受人および世帯主の令和5年度の課税証明書(住民税非課税であることがわかるもの)※住民税均等割・所得割いずれも非課税（0円）の方が免除対象		
神奈川県社会福祉協議会 会長殿			
【同意チェック欄】免除申請にあたっては以下①～⑥のすべてを確認の上、同意チェック欄にチェック（☑）を入れてください。			
<input type="checkbox"/> ① 本特例制度の償還免除が決定した場合、自立相談支援機関に対して同機関の業務遂行に活用することを目的として私の個人情報を提供することに同意します。 <input type="checkbox"/> ② 記入した個人情報については、本制度に必要な範囲で、第三者に提供することに同意します。 <input type="checkbox"/> ③ 私は、貴社会福祉協議会が、本制度に必要な範囲で全国社会福祉協議会、他の都道府県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会、自治体、公共職業安定所、自立相談支援機関、家計改善支援機関等の関係機関に照会し、私の個人情報の提供を受けることに同意します。 <input type="checkbox"/> ④ 私及び私の世帯の者は、暴力団員ではありません。私は、貴社会福祉協議会が必要に応じ官公署等から私又は私の世帯に係る暴力団員該当性情報の提供を求めすることに同意します。（暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第1項第1号に規定する暴力団（その団体の構成員（その団体の構成員団体の構成員を含む。）が団集的に又は常態として活動することを助長するおそれがある団体」を指します。） となった場合、理由は開示されないことに同意します。 かつ、世帯主の変更を行っていません。また、償還免除の要件に該当しないことが判明した場合や償還免除の要件に該当しないことが判明した場合、理由が示されることがあります。			
借受人氏名（自署）：申請書ご本人が住民票記載の氏名をご記入ください。 ※読みやすい文字でご記入ください。			
令和 年 月 日	※この書類を記入した日付を記入してください。		
借受人氏名（自署）	電話番号		
※以下については、申請者は記入しないでください			
※	資金コード	貸付コード	受付番号
	※資金コード	※貸付コード	
	都道府県社協受付		市町村社協受付
	令和 年 月 日		令和 年 月 日

## 2 住民票ご提出の際のご注意点

**住民票は「続柄」「世帯全員」の記載があり、発行3か月以内のものをご提出ください。**

これは神奈川県社会福祉協議会が作成した例になります。

住 民 票

\*\*\*\*\* (1枚中 1枚目)

世帯主	神奈川 太郎			<b>すべての住民票を添付してください。</b>
住所	神奈川県横浜市港北区日吉5丁目			
氏名	神奈川 太郎		続柄	世帯主
	個人番号	性別	生年月日	住民となった年月日
前住所	*****			<b>必ず"世帯主名"を</b>
本籍	*****			<b>マイナンバーは「記載なし」のものをご用意ください。</b>
備考				
氏名	神奈川 花子		続柄	世帯員
	個人番号	性別	生年月日	住民となった年月日
一部省略				
備考				

この写しは、世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明する。

令和5年6月21日

**発行3か月以内のものをご提出してください。**

**必ず"世帯全員"が記載されている住民票をご提出してください。**

印

**❖このような書類は審査対象外です❖**  
**～申請時に送付しないようご注意ください～**

- 住民票記載事項証明書
- 除票
- 運転免許証
- 健康保険証
- マイナンバーカード
- マイナンバー通知書
- 在留カード
- 郵便小為替
- 給与明細
- 源泉徴収票
- 市県民税決定通知
- 確定申告書
- 離職票
- ハローワークの書類

※広域交付住民票については住民票と同様の扱いといたします。

## 3 住民税非課税証明書ご提出の際のご注意点

**住民税非課税証明書は令和5年度の「所得割」「均等割」が"0円"のものをご提出ください。**

**令和5年度** 市(町村)民税・県民税 (非)課税証明書

住所 \*\*\*\*\* 取得した証明書が「令和5年度」になっているかご確認ください。

氏名 ○○ ○○

これは神奈川県社会福祉協議会が作成した例になります。

年 度	市(町村)民税所得割額	0 円	市(町村)民税均等割額	0 円	年 税 額	0 円	(摘要)
令和6年度	県民税所得割額	0 円	県民税均等割額	0 円			

令和*年分の合計	所得割額	0 (ゼロ) 円	均等割額	0 (ゼロ) 円	所得控	*****	「所得割額」「均等割額」が「0 (ゼロ) 円」になっていると「年税額」もゼロ円になっています。
給与所得額	社保控除額		生保控除額		基礎控除額	*****	
	— 以下 余 白 —						
		円				円	
		円				円	
		円				円	

## ❖ 住民税について確認する方法（自分と世帯主が非課税かどうか）

### 【Q1 誰の住民税（非課税）について確認するの？】

- ・あなたが、この資金（お金）を借りた人であり、かつ、世帯主の場合は、あなたが非課税となっているか確認してください。
- ・現在の世帯主が、あなたがこの資金（お金）を借りた時と変更がなく世帯主があなた以外の場合、あなたと世帯主が非課税となっているか確認してください。
- ・現在の世帯主が、あなたがこの資金（お金）を借りた時と異なる場合（資金（お金）を借りた時と現在の世帯主が別世帯だった場合）、あなたが非課税となっているか確認してください。（現在の世帯主の住民税の確認は不要です）

### 【Q2 住民税（非課税）の確認や証明書の発行はどこですの？】

令和5年（2023年）1月に住民票があった市区町村の役所にて確認できます。なお、令和5年度の住民税（非課税）は令和5年6月頃に決まります。

※非課税証明書について：自治体によっては証明書の名称が「課税証明書」や他の名称となっている場合もあります。

※確定申告や年末調整をしていない場合、住民税の申告をしなければ非課税証明書および課税証明書は発行されない場合があります。

※令和5年度非課税かどうかは令和4年1月1日～令和4年12月31日の所得によって算出されます。

## ❖ 償還免除の申請結果について

令和5年（2023年）10月以降に償還免除になったかどうか、お手紙でお知らせします。個別でのお問い合わせ対応はいたしかねますので、ご遠慮ください。

## ❖ 償還の手続きについて

償還（お金を返す）時期が近くなりましたら、お手続きについてご案内いたします。

## ❖ 住所・氏名が変更になった場合について

住所・氏名等変更届に住民票（世帯全員と記載があり、発行日より3ヶ月以内のもの）、印鑑証明書（改姓の場合のみ）を添付して、神奈川県社会福祉協議会までご提出ください。※同封の返信用封筒をご利用いただけます。

### 【本件に関する問い合わせ先】

神奈川県社会福祉協議会 生活福祉資金（特例貸付）償還担当  
Kanagawa Prefectural Council of Social Welfare  
Repayment and Exemption of Special Loan Section

TEL(Contact Number) 050-3033-5120

受付時間 (Reception Time) 8:30~17:00 (平日のみ/on weekdays)



«For Foreigners» Inquiry about these listed below, please contact the call center.

About Repayment ・ About Exemption ・ Change of Address/Phone ・ Others  
※Available in English, Chinese, Korean, Filipino, Vietnamese, Portuguese, Spanish, Nepali and Thai.

償還免除申請等の受付は**“郵送のみ”**となります。  
封筒などに記載された住所での直接の受付・対応はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。